【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（運用権限を委託することができる者）

**第十六条の十二**　法第四十二条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　他の金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）

二　外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者（法第二十九条の登録を受けた者を除く。）

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（運用権限を委託することができる者）

**第十六条の十二**　法第四十二条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　他の金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）

二　外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者（法第二十九条の登録を受けた者を除く。）

（改正前）

（新設）